

# 芦屋市緑の基本計画 (素案)

【協働で育む緑の将来像】

緑の質を高めて  
幸せを育むまち



令和2年11月

芦屋市



# 芦屋市緑の基本計画（素案）

## 目次

1. “緑の質を高めて幸せを育むまち”の実現に向けて	1
(1) はじめに	1
(2) 緑の基本計画とは	2
(3) 緑の将来像	3
2. 緑の基本方針	5
(1) 緑の効果	5
(2) 基本方針	6
(3) 地域別方針	7
(4) 施策体系	13
3. 施策の展開	16
(1) 緑を“つくる”	17
(2) 緑を“いかす”	19
(3) 緑で“つながる”	20
4. 計画の目標	22
(1) モニタリング指標	22
資料1. 緑の現況及び計画改定の視点	23
(1) 緑の量の現況	23
(2) 市民アンケート調査	27
(3) 緑化施策の取組状況	37
(4) 関連計画等	44
資料2. 巻末資料	
(1) 策定経過	48
(2) 緑の基本計画改定委員会委員名簿	49
(3) 用語説明	50

# 1. “緑の質を高めて幸せを育むまち” の実現に向けて

## (1) はじめに

本市は、六甲山の緑や大阪湾、芦屋川などの自然環境と豊かな文化を有する、良好で個性ある居住環境に恵まれた住宅都市です。昭和26年には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指し、美しい自然環境の保全と良好な市街地景観の形成を進めてきました。

また、平成16年には、美しいまちづくりをさらに進め、世界中の人々が一度は訪れてみたいと思うまちを目指すため、「芦屋庭園都市宣言」を行っています。

このような背景のもと、平成20年に「芦屋市緑の基本計画」を策定し、緑地の適正な保全及び緑化の推進を図ってきました。

今回、同計画の目標年次を迎えたことから、これまでの施策の取組状況や緑を取り巻く環境の変化等を踏まえ、魅力ある住宅都市として、今後も本市に住んでみたい、暮らし続けたいと感じられるまちを目指し、緑に関する施策の推進に取り組んでいくため、計画を改定します。



イラスト又は写真検討中

## (2) 緑の基本計画とは

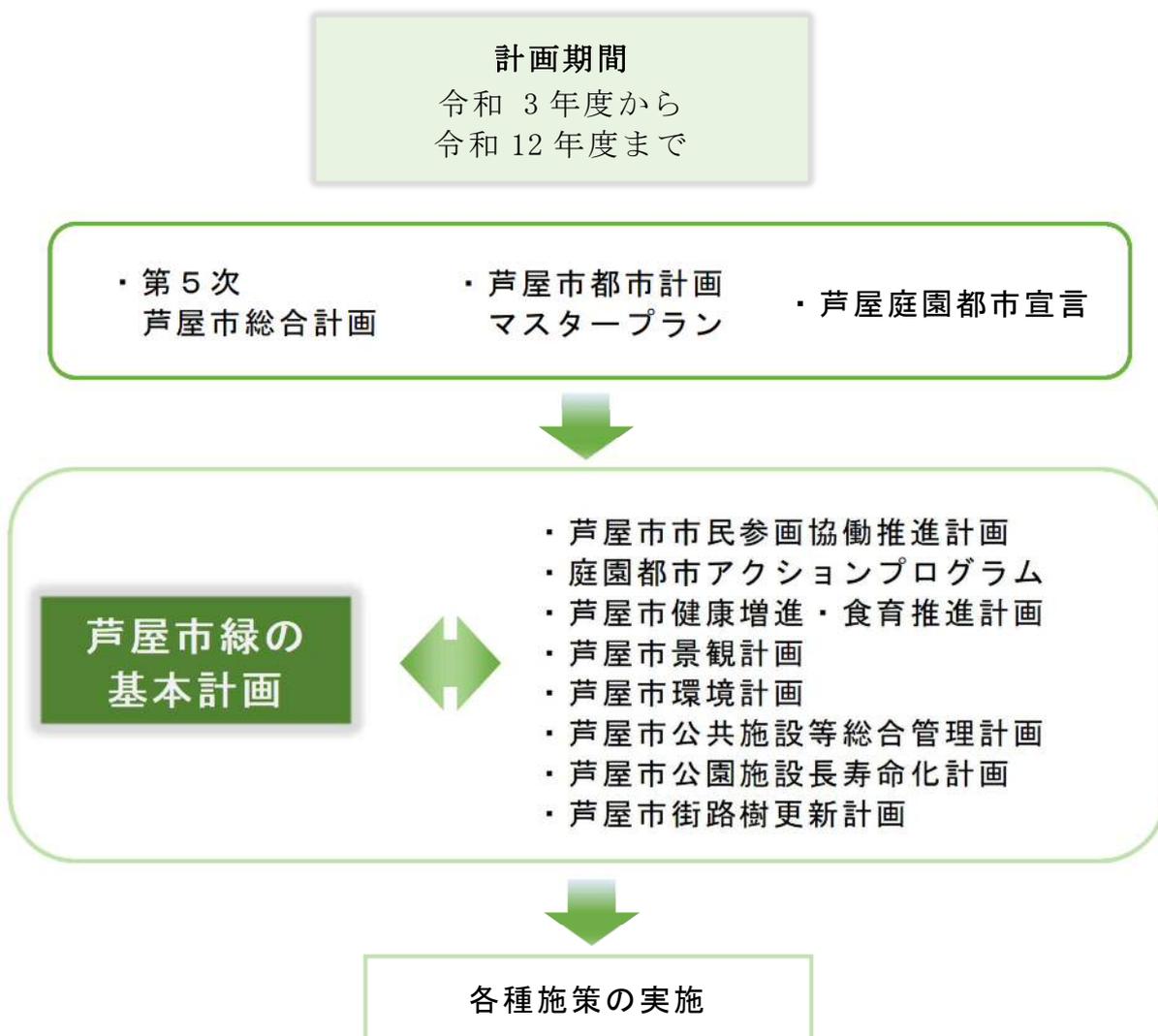
### 1) 計画の目的・対象

「緑の基本計画」は、都市緑地法に基づいて策定する計画で、緑を守り、創り、活用し、育てていくことで目指していく将来像を市民（事業者を含む）と市が共有していきます。

対象とする緑には、森林、民有地の緑、公園や街路樹の緑など、幅広く緑全般を含みます。

### 2) 計画期間・位置づけ

本計画の計画期間及び関連計画等との関連性は以下のとおりです。



### (3) 緑の将来像

前計画では、「緑の確保方針」や「緑の目標量」を定め、緑地の保全や公園・街路樹の整備、また、民有地の緑化を含め、本市全体の緑の保全と推進を図ってきました。

今回の改定にあたっては、これまでの取組による「緑の量の現況」、「市民アンケート調査」、「緑化施策の取組状況」の評価、また「関連計画等」との整合など、それぞれの観点で整理した改定の視点（p24～48 参照）を踏まえ、計画の方向性を示し、緑の将来像を設定します。

#### 1) 改定の視点に基づく計画の方向性

##### ◎緑の質の向上

本市の緑の現状では、これまでの「緑を増やす」取り組みにより、前計画で示す「緑の量」の目標値（令和2年時点）には達していないものの、着実に増加が図られてきています。

今後も必要と考えられる施策に継続して取り組むとともに、これまでに育まれてきた緑の適正な保全や利活用を進め、本市の良好な住宅都市としての環境や市民生活を継承し、まちの魅力やくらしの質の発展に寄与する「緑の質」の向上を図ります。

##### ◎協働の取組

人口減少と少子高齢化の進展を踏まえた持続可能なまちづくり、ライフスタイルや価値観の多様化、市民ニーズの複雑化などの状況に対応した課題の解決を図る上で、市民の参加が欠かせないものとなっています。

緑についても、周辺のまちなみとの調和や維持管理のあり方など、市民と市が協働を深め、地域の特性に応じた取組を進めていくことや、緑化活動への参加などにより、様々な形で緑に関わることができる施策の推進を図ります。

##### ◎緑の効果に着目した施策の展開

緑には、都市環境の保全や、美しい景観の形成など、そこに存在することで発揮される効果や、接することでやすらぎや憩いを感じるなど、利用することにより生じる効果、また、自然体験や遊び、園芸等の緑化活動などを通じて人と人とのつながりが生まれる効果などがあります。

これらの様々な効果にそれぞれの形で触れることで、日々の暮らしの中に豊かさや幸せを感じることを図ることができる施策の展開に取り組めます。

## 2) 緑の将来像

計画の方向性を踏まえ、本計画では、緑の将来像を以下のとおり設定し、その実現に向けた緑に関する施策に取り組みます。

### 【 緑の将来像 】

#### 【協働で育む緑の将来像】

緑の質を高めて  
幸せを育むまち

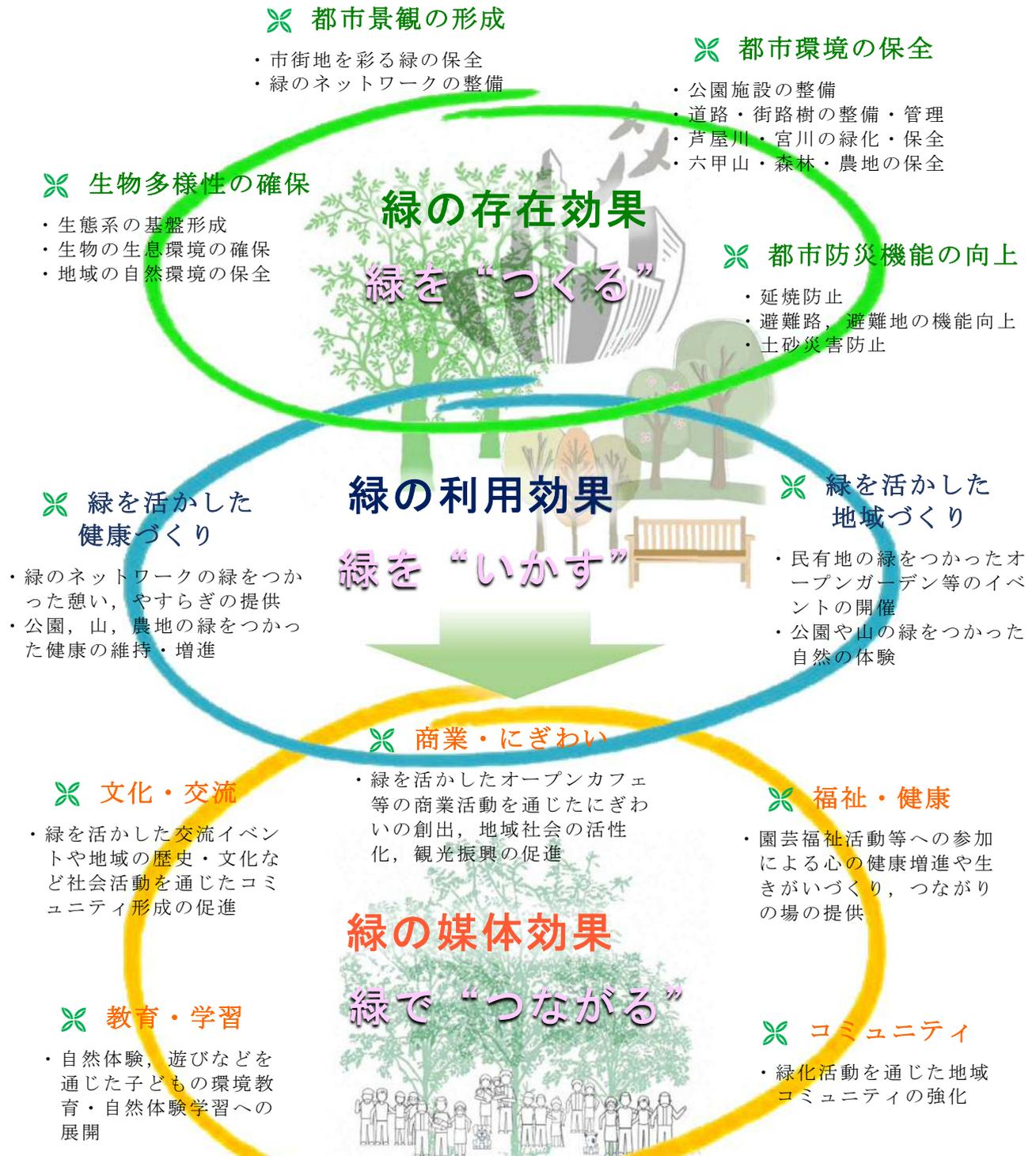
～ それぞれのライフスタイルに応じて、  
それぞれの形で緑と関わることで、  
日々の暮らしの中に幸せを感じる ～

市民が主体的に地域のあるべき緑の姿を考え、市が地域に必要な支援を行いながら、共に行動していく。市民と市が協働をさらに深めながら緑の質を高めていくことで、市民一人ひとりが凜として暮らし、幸せを育むまちを実現していきましょう。

## 2. 緑の基本方針

### (1) 緑の効果

緑は、「存在効果」、「利用効果」、「媒体効果」を通じて、様々な面からわたしたちの暮らしを豊かにしています。この緑の効果に着目し、基本方針を定めま



## (2) 基本方針

緑の効果が適切に発揮されるように、基本方針を以下のとおり定めます。

まちの緑を“つくる”こと、市民が緑を身近な存在として“つかう”こと、緑との関わりを通じて人と人が“つながる”ことにより、日々の暮らしの中に幸せを育みましょう。

### ◎基本方針 1

#### 緑を“つくる”

- ・ 街路樹や公園施設などの維持管理、リニューアルを通じて、地域に必要な緑を“つくり”ます
- ・ まちなみの景観向上、地域の自然環境や都市環境の保全、防災機能の向上を図ります

### ◎基本方針 2

#### 緑を“いかす”

- ・ それぞれのライフスタイルなどに応じて、緑を“いかし”ます
- ・ 子育て、福祉、市民生活の中に積極的に緑を活かし、健康づくり等により暮らしを豊かにします

### ◎基本方針 3

#### 緑で“つながる”

- ・ 緑との関わりを通じて、人と人が“つながり”ます
- ・ 緑を増やし、育てる活動、緑にふれる活動を通じて人と人が“つながる”ことにより、地域のにぎわいを高めます
- ・ 緑を“つくる”“いかす”“つながる”取り組みを通じて、緑を楽しみ、市民一人ひとりが“幸せを育み”ます



#### 例えば...

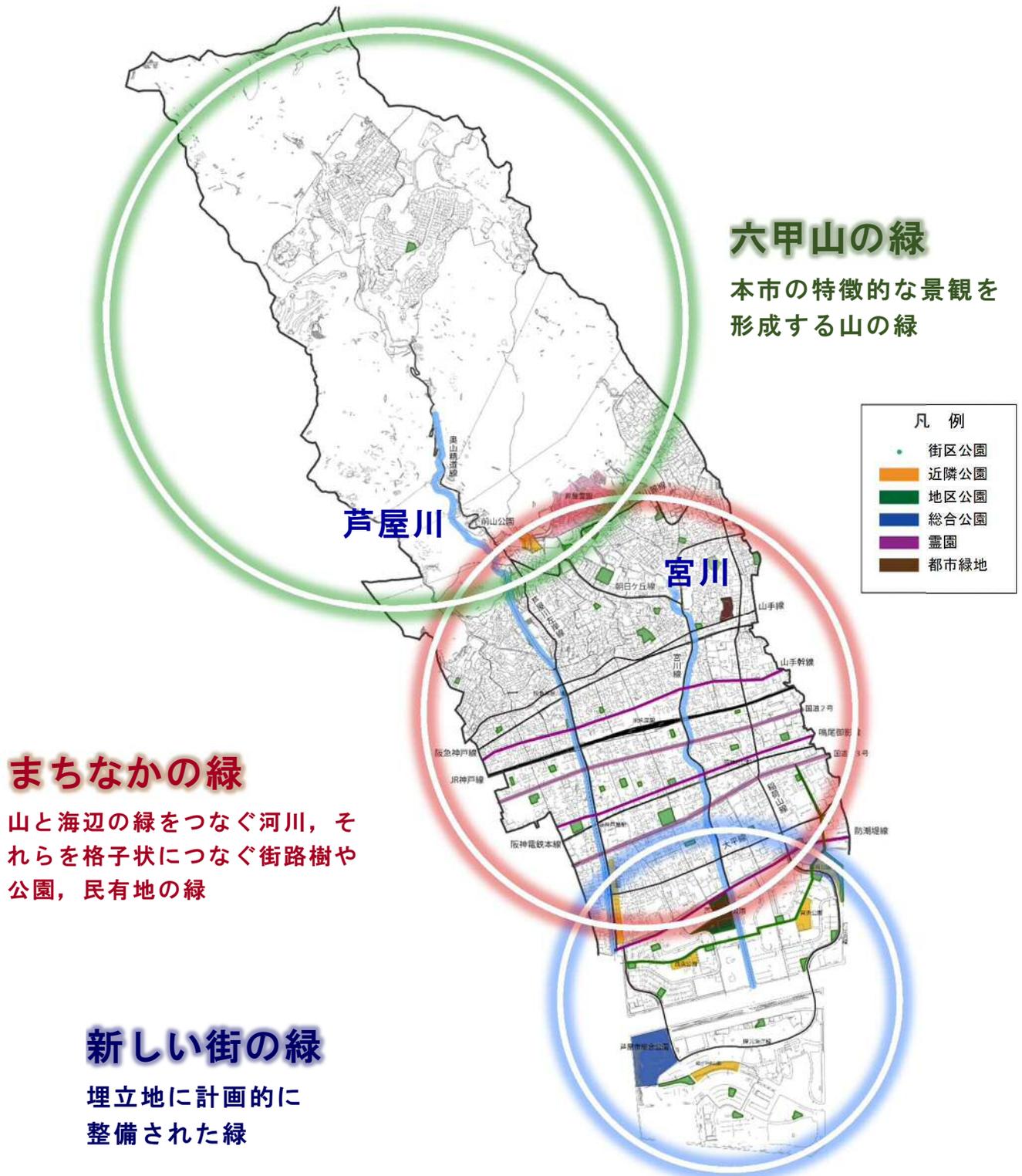
- **方針1**：街路樹や公園を適正に維持管理し、リニューアルすることにより、まちを美しくし、利用しやすくします
- **方針2**：そして、子どもからお年寄りまで幅広い世代が利用できるようになり、ウォーキング等での健康づくりに活かします
- **方針3**：さらに、地域のみなさんが自分たちの公園と感じて、イベントや利用者の交流など、新たな人とのつながりを生み出すとともに、市民それぞれの幸せを育むことにつなげます

【参考】宮塚公園における協働の取組事例（p43 参照）

### (3) 地域別方針

#### ◎継承すべき芦屋の緑

本市の緑は、大きく「六甲山の緑」、「まちなかの緑」、「浜辺の街の緑」に区分できます。自然的・社会的・歴史的な背景が異なる緑をこれからも守り、創り、育んでいきます。



## 1) 「六甲山の緑」

### 【 緑の特色 】

六甲山や市街化調整区域の緑は、本市の特徴的な景観を形成しており、守るべき大切な資産です。山そのものの緑は、本市の主要な動植物の生息・生育環境であり、ハイキング等の場として利用されています。また、市民と市との協働を通じて守られてきた六甲山の緑は、継承していくべき緑です。

### 【 地域別の方針 】

優れた景観を形成し、本市の自然環境の核となっている森林を守るとともに、生物多様性の保全を図り、SDGsの達成に向けた取り組みに貢献します。無秩序な森林開発を防止し、市民はハイキングや動植物の観察、環境教育などを通じて、緑を活かします。

六甲山の緑は、引き続き四季の変化や彩りを感じることができる質を目指して、取り組みを進めていきます。

### 【 六甲山の緑：個別の方針 】

#### 【六甲山】

- ・森林としての土地利用を保全
- ・ハイキングをはじめとする森林レクリエーションの場として、健康づくりに積極的に活用
- ・生物多様性の保全を通じて、動植物の観察や環境学習に活用
- ・趣味を通じたコミュニティの育成
- ・自然とふれあう場として、子育てや高齢者福祉での活用を検討



山まつりで奥池までハイキングを楽しむ人々



## 2) 「まちなかの緑」

### 【 緑の特色 】

時間をかけて創り、育ててきたまちなかの緑は、芦屋川・宮川の河川を軸として、それらを格子状につなぐ街路樹や公園、民有地の緑で構成されています。市街化調整区域に隣接する地域や芦屋川沿い等十分な量の緑がある地域、今後さらに緑を整備すべき地域等、地域により特色が異なります。

### 【 地域別の方針 】

市民と市の協働により、民有地の緑、緑の拠点、河川軸、街路樹と緑道等が緑のネットワークを形成するよう適正な整備及び保全を行い、緑との関わりを通じて、人と人とのつながりを深めます。

とりわけ街路樹と公園、緑地については、地域の特性に応じて質を高めるため、適正な整備及び管理方針を検討します。

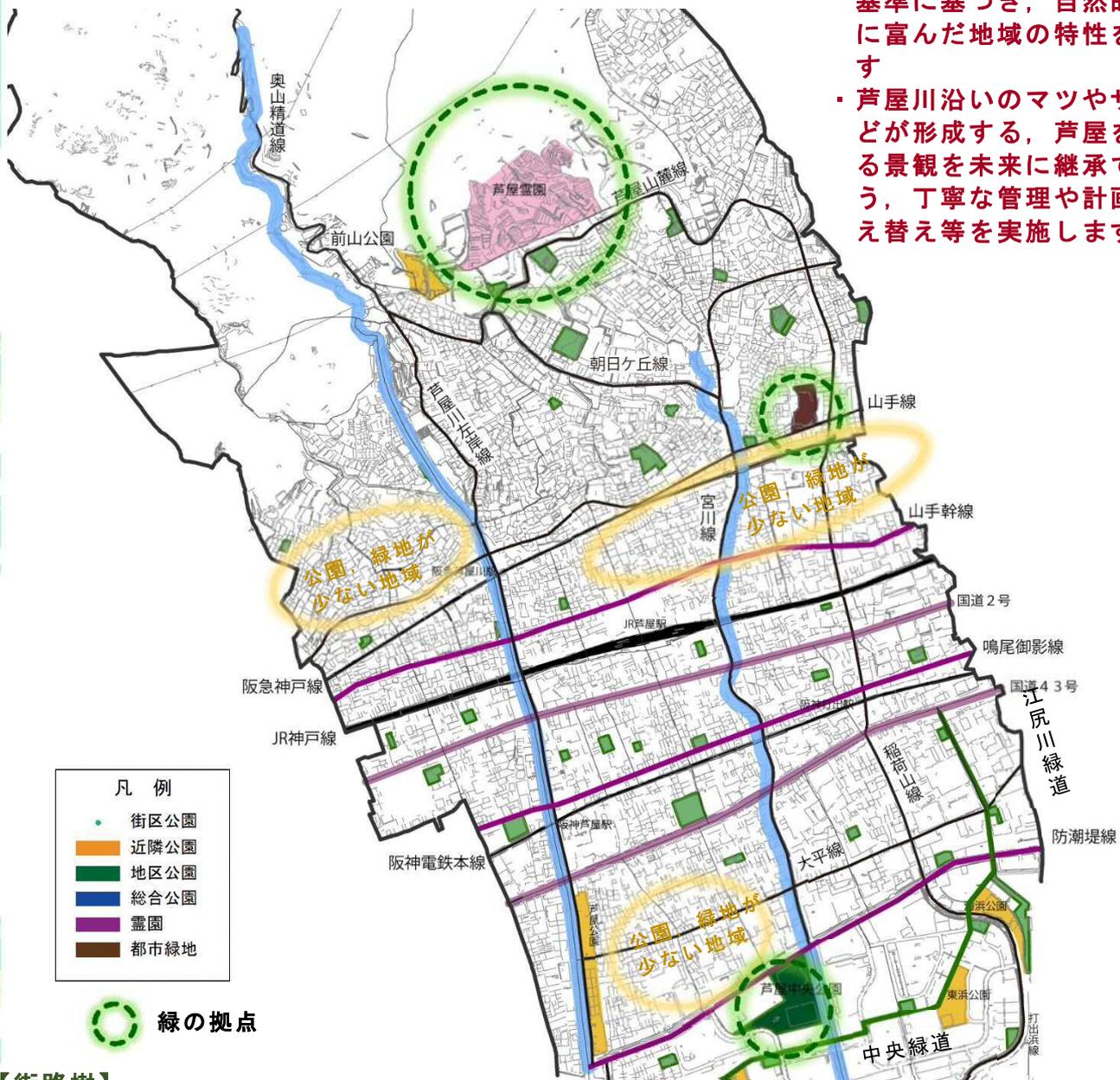


宮川けやき通り

【 まちなかの緑：個別の方針 】

【市街化調整区域に隣接する北部の地域，芦屋川沿い】

- ・市民と市が協働し，条例等の基準に基づき，自然的な要素に富んだ地域の特性を守ります
- ・芦屋川沿いのマツやサクラなどが形成する，芦屋を代表する景観を未来に継承できるよう，丁寧な管理や計画的な植え替え等を実施します



【街路樹】

- ・幹線道路等で重点的に管理する路線を定め，周辺のまちなみとの調和，都市の防災機能の向上，生物の住みかの確保などを踏まえ，路線ごとの適正な整備や管理を地域にお住まいの市民とともに考え，ともに実施します

【市街地】

- ・市民と市が協働し，条例等の基準に基づき，今ある緑を守ります
- ・緑との関わりを通じた地域のイベントや清掃等において，市民と市が協働し，人と人とのつながりを感じるまちづくりを進めます

【公園・緑地】

- ・老朽化した施設のリニューアルに合わせて，市民が利用しやすい公園・緑地となるよう，地域にお住まいの市民とともにリニューアル内容を検討します
- ・宮塚公園における協働の取組事例の知見を活かして，市民それぞれがライフスタイルに応じて緑を楽しむことができる取り組みを，市内各所に展開します
- ・公園，緑地が少ない地域については，都市計画道路の整備等に合わせて，公園整備や再編を検討します
- ・マンション開発等に伴って整備された小規模公園については，利用状況等を検証し，再編等を含む今後のあり方を適切な時期に検討します

### 3) 「新しい街の緑」

#### 【 緑の特色 】

新しい街の緑は、六甲山からまちなかを経て、海へと続く本市の景観を構成する大切な要素で、防潮堤線以南において、計画的に緑が整備されてきました。

地域内では多く地区において、緑の保全及び推進のための基準が設けられており、民有地の緑や公園、街路樹が海辺と一体となって、潤いのある景観を形成しています。

#### 【 地域別の方針 】

計画的に整備されたまちの緑を、市民と市との協働により守り、育てていきます。

また、民有地の緑、緑の拠点、河川軸、街路樹と緑道等がネットワークを形成するよう適正な整備及び保全を行い、緑との関わりを通じて、人と人とのつながりを深めます。

さらに、この地域の緑は、市民の活動拠点であるとともに、スポーツやイベント等を通じた本市を代表するコミュニティ活動の拠点でもあり、それぞれのライフスタイルに応じて緑を活かすことを通じて、人と人をつないでいきます。



第 37 回 芦屋サマーカーニバル

【 新しい街の緑：個別方針 】

【市街地】

- ・市民と市が協働し，条例等の基準に基づき，今ある緑を守ります
- ・まちを美しく保つとともに，地域の清掃等において，市民と市の協働を進め，人と人とのつながりを感じるまちづくりを進めます



【公園・緑地】

- ・市民と市が協働して地域のイベントや清掃等を行うとともに，それぞれのライフスタイルに応じて，スポーツや憩いの場，芦屋サマーカーニバルなどの大規模イベントなどに緑を活用することにより，人と人がつながります
- ・潮芦屋緑地のマツなど，計画的に整備された緑を守り，育てることにより，本市を象徴する景観として未来に継承します

【街路樹】

- ・幹線道路等で重点的に管理する路線を定め，周辺のまちなみとの調和，都市の防災機能の向上，生物の住みかの確保などを踏まえ，路線ごとの適正な整備や管理を市民とともに考え，ともに実施します

## (4) 施策体系

基本方針を実行する施策の体系を、以下のとおり整理します。

### ① 緑を“つくる”

地域の特性に応じた緑を“つくる”ことによって、地域に必要とされる質の高い緑を整備していきます。

方針番号	施策項目	施策概要
基本方針1-1	公園施設の整備	✕ 地域の皆さんが利用しやすい公園・緑地となるよう、地域の皆さんとともに公園・緑地のあり方、整備や再編の内容を検討することにより、利用者を増やし、緑を通じて人と人とのつながりを生み出します
		✕ 老朽施設を計画的に更新して公園機能を維持し、利用性を高めることで、健康増進やコミュニティ形成の場として活用します
基本方針1-2	街路樹の整備と管理	✕ 街路樹更新計画に基づく樹木の整備、維持管理により、まちの景観と魅力を高めるとともに、市民と市が協働して管理を行うことにより、人とのつながりを生みだします
		✕ JR 芦屋駅南地区市街地再開発事業における、街路樹の整備により、駅前の景観の向上や賑わいの創出に寄与します
基本方針1-3	市街地を彩る緑の保全	✕ 条例等の緑化基準に基づき、市街地の緑を保全し、緑豊かで良好な景観を守り、まちの魅力の維持に寄与します
基本方針1-4	芦屋川と宮川、潮芦屋緑地周辺の緑化と管理	✕ 芦屋川と宮川、潮芦屋緑地周辺を適正に管理し、河川沿道の街路樹を計画的に更新することで、山と海をつなぐ重要な緑として保全します
基本方針1-5	六甲山（森林）、農地の保全	✕ 森林の開発防止に努め、保全することで、本市の特徴ある景観を形成している六甲山の緑と生物多様性の保全を図り、ハイキングや自然体験学習等に活かします
		✕ 生産緑地地区における特定生産緑地制度の活用を促進し、市街地にある農地を保全することで、心と体の健康づくりや生きがいづくりの場に活かします

方針 番号	施策項目	施策概要
基本 方針 1-6	緑の防災機能 の発揮	☒ 災害時に防災拠点となる、防災公園や、広域避難場所等の防災空間の整備、延焼防止や避難路の機能を持つ防災緑地軸の適正な整備等、緑による防災機能を高め、災害に強く、市民が安心して暮らせるまちを形成します
		☒ 国道 43 号沿道の環境防災緑地を整備することで、防災機能を向上させるとともに、平常時は市民の交流の場として活用します
基本 方針 1-7	生物多様性 の保全	☒ 多様な動植物が生息・生育する環境となっている六甲山の緑や公園の緑を保全するとともに、環境教育、自然体験学習等の機会を増やすことで、市民が生物多様性の重要性を理解し、緑と生物多様性について考える機会を増やします
基本 方針 1-8	新しい課題 への対応	☒ 空き地や空き家の樹木管理の課題に対する検討を協働の体制によって進め、景観を保全するとともに、良好な生活環境を保全します
		☒ 民間活力の導入など、提供公園のあり方や新たな公園整備、緑化手法の研究を進めて地域と共有し、市民と市の協働による実施を検討することにより、地域の活性化につなげます

## ② 緑を“いかす”

緑を幅広くまちづくりに“いかす”ことで、教育や福祉、生きがいつくりや健康づくりに活用していきます。

方針 番号	施策項目	施策概要
基本 方針 2-1	緑を活かした地 域づくり	☒ 子どもの環境学習、高齢者の健康づくりなどに積極的に緑を取り入れることで、生物多様性の保全への理解を促すとともに、暮らしの満足度を高める活動に緑を活用します
		☒ オープンガーデン等のイベントを市民と市の協働で企画・実行し、市民が主役の花と緑のまちづくりを進めることで、様々なコミュニティを強化します
基本 方針 2-2	緑を活かした健 康づくり	☒ 徒歩や自転車で街中を快適に回遊できる緑を整備することで、ウォーキング等のスポーツの推進や、憩い、やすらぎの場を提供して、市民の健康づくりに活用し、暮らしの満足度を高めます
		☒ 公園等の利用を促進することで、健康づくりやイベントの活性化、まちのにぎわい創出に活用します

### ③ 緑で“つながる”

緑を人が“つながる”場と捉えて、市民と市の協働により、緑に関わる様々な活動に取り組んでいきます。

さらに、緑を“つくる”“いかす”“つながる”取り組みを一体的に捉えて、緑との様々な関りを生み出すことにつながる活動を進めていきます。

方針番号	施策項目	施策概要
基本方針 3-1	市民と市の協働推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>☒ 協働のまちづくりと緑化活動との連携を図ることで、公園の再編整備、防災機能の向上、サークル活動の緑化活動等へ市民の参加促進を進めます</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>☒ 高齢化及び参加者減少への対応、参加しやすい組織づくり等、緑化団体の支援を進めることで、市民が緑化活動に関わりやすくし、公園等の緑を保全するとともに、関係するコミュニティを強化します</li> </ul>
基本方針 3-2	全市で取り組む緑化活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>☒ 市民の緑化活動への参加支援を充実させ、市民が緑化活動を活発に行うことにより、花と緑あふれる美しいまちなみを創出するとともに、街中の緑を市民の活躍の場とします</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>☒ 鉄道各駅等、本市の玄関口を花や緑で彩る協働による取り組みを継続し、本市の景観向上に貢献します</li> </ul>
基本方針 3-3	市民と市の協働による地域の課題解決の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>☒ 地域と共に公園をつくり、いかし、つながりを生み出した事例・経験の展開等、協働による緑の整備と活用に取り組むことで、緑を介して人と人とのつながりを深めます</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>☒ まちの緑に関連した地域の課題を市民と市が共有し、地区計画やまちづくり協定などの規定に基づく緑化等により、潤いのあるまちなみを形成するとともに、市民と市の協働をより深めます</li> </ul>

### 3. 施策の展開

#### ◎協働の体制づくり

- ・人口減少，少子高齢社会が到来しています。地域活動の担い手を育てる意識を市民と市が共有し，「協働」を深めていきましょう。
- ・地域ごとの緑のあり方を考える場を設け，話し合いを進めていきましょう。
- ・協働の取り組みとして進められてきたオープンガーデン，公園の清掃等に加えて，地域の特性に応じた公園や街路樹のあり方の検討，子どもの教育や高齢者福祉を含めたまちづくりと緑の関係づくり等を，協働の取り組みで進めましょう。
- ・緑化を目的とする組織に限らず，スポーツや地域づくりなど，様々な市民団体との連携を図り，市民と市が協働して，緑化活動を支援する体制づくりを行いきましょう。
- ・これまでに地域と共に公園をつくり，いかし，つながりを生み出した事例・経験を，市内各所に展開させ，協働の取り組みを進めていきましょう。
- ・市民と市がそれぞれの役割を認識して，力を合わせて緑の質を高めるまちづくりを進めましょう。

#### 市民の役割

- ・ライフスタイルに応じて緑との関わりを深めましょう
- ・市民と市の協働により，地域の緑の課題に取り組みましょう

#### 市の役割

- ・本計画で示す施策を実施・推進します
- ・市民の緑の取り組みを支援します



「市民」には事業者も含まます

## 【 施策一覧 】

### (1) 緑を “つくる”

[ ] は関連計画を示す 青は策定済 赤は未策定

基本方針 1		施策内容
1-1	公園施設の整備	・老朽化した公園施設の計画的な更新とリニューアル[公園施設長寿命化計画]
		・都市公園の再編整備の検討
		・ユニバーサルデザイン化の継続
		・公園樹木の計画的な更新・管理計画の策定
1-2	街路樹の整備と管理	・街路樹の計画的な更新と適正管理(老木対策)[街路樹更新計画]
		・地域の特性などを考慮した維持管理に注力する路線の選定と管理[街路樹更新計画]
		・景観にも配慮した JR 芦屋駅南地区の街路樹整備と適正管理

#### 【街路樹】

- ✦ 昭和 10 年頃から街路樹を整備してきました。
- ✦ 市内には、マツ、ケヤキ、サクラなど約 9,600 本の並木があります。



基本方針 1		施策内容
1-3	市街地を彩る 緑の保全	・条例等の緑化基準に基づく市街地の緑の保全〔風致地区〕〔緑の保全地区〕〔芦屋景観地区〕〔芦屋市都市景観条例〕〔芦屋市住みよいまちづくり条例〕
		・緑化事業に対する助成による緑化活動支援
		・保護樹，保護樹林の維持，及び保護樹，保護樹林所有者への助成等による支援
1-4	芦屋川と宮川，潮 芦屋緑地周辺の 緑化と管理	・芦屋川沿道，宮川線の街路樹の計画的な更新〔街路樹更新計画〕
		・芦屋川と宮川の河川内，潮芦屋ビーチの草刈り等，適正管理
		・潮芦屋緑地の樹木の適正管理
1-5	六甲山(森林)， 農地の保全	・近郊緑地保全地区による開発行為の制限
		・六甲山の緑の保全及び活用に関する国，県との調整
		・芦屋霊園の老木植替え等による緑の保全
		・マツ枯れ，ナラ枯れ対策による森林保護
・生産緑地地区における特定生産緑地制度の活用		
1-6	緑の防災機能 の発揮	・避難路における街路樹の防災機能の整理と適切な樹種の選定及び管理
		・防災設備のある場所や避難路等の緑やオープンスペースの整備〔地域防災計画〕
		・国道 43 号沿線の環境防災緑地の整備による防火帯の形成
1-7	生物多様性 の保全	・生物多様性に関する冊子の作成，配布等による啓発
		・生活環境に悪影響を生じさせた場合における特定外来生物の駆除
1-8	新しい課題への 対応	・空き地，空き家の樹木の適正管理
		・提供公園のあり方を含めた緑地確保の検討
		・市民緑地認定制度による民有地の公園的な利用の検討

## (2) 緑を“いかす”

[ ] は関連計画を示す 青は策定済 赤は未策定

基本方針2		施策内容
2-1	緑を活かした 地域づくり	・花緑まち歩きと緑の情報，花と緑の活動情報の発信 [庭園都市アクションプログラム]
		・オープンガーデンの実施とコミュニティ花壇の育成管理 [庭園都市アクションプログラム]
		・緑の制度，法規制についての勉強会の開催 [庭園都市アクションプログラム]
		・落ち葉の堆肥化，苗圃づくり等による緑のリサイクルの推進 [庭園都市アクションプログラム]
		・市民活動団体等との交流会の開催 [庭園都市アクションプログラム]
		・就学前施設における，教育，保育，高齢者の活動，環境学習などソフト面での公園や緑の利活用
2-2	緑を活かした 健康づくり	・木陰を歩いて街中を回遊することを意識した街路樹の整備と管理の検討 [街路樹更新計画]
		・街中で休憩できる場所の整備の検討
		・自転車の回遊性向上を意識した道路の整備
		・市内における六甲山ハイキングルート of 標識の整備
		・健康づくりに市民が活用できるウォーキングマップの作成，周知啓発 [芦屋市健康増進・食育推進計画]
		・パンフレットの作成や周知啓発等による公園利活用の促進

### (3) 緑で“つながる”

[ ] は関連計画を示す 青は策定済 赤は未策定

基本方針3		施策内容
3-1	市民と市の協働推進	・市民発意の緑化活動を行政部門が横断して支援する協働体制の構築
		・地縁型コミュニティ(自治会等)や目的型コミュニティ(NPO等)に対する緑化活動の参加呼びかけ
		・提供公園の地元管理化に向けた調整[芦屋市住みよいまちづくり条例]
		・緑化団体の高齢化・減少に対応する支援策の検討
		・「花と緑のコンクール」や「緑の環境デザイン賞」など顕彰制度による緑化活動の普及啓発
		・公共施設の花壇を市民とともに育てる活動の継続及び新たな活動の場の検討
3-2	全市で取り組む緑化活動	・環境の観察会や公園のボランティア活動など、市民の参加・協働を引き出す方策検討
		・「県民まちなみ緑化事業」を活用する市民の緑化活動の支援
		・鉄道の市内各駅周辺を花や緑で彩る取り組みなど、緑化活動の協働事業の検討



#### 【花壇づくり】

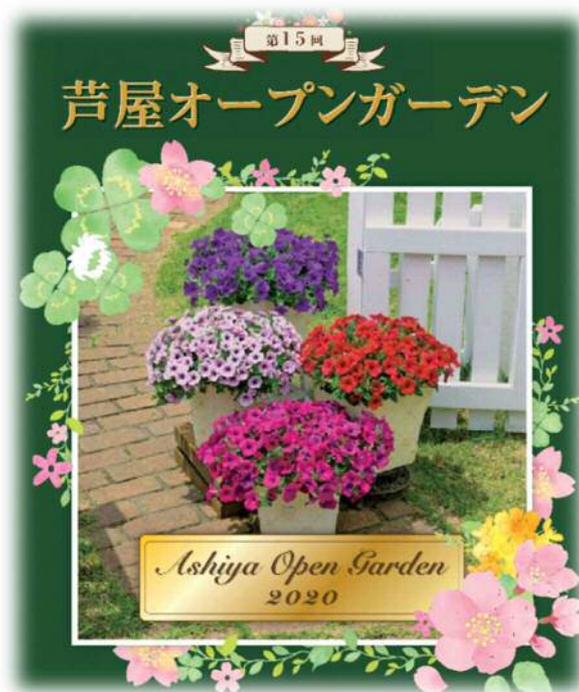
- ✦ 市民による花壇づくりを支援しています。
- ✦ まちを美しくする活動として、自治会等による落ち葉の清掃活動が行われています。

[ ] は関連計画を示す 青は策定済 赤は未策定

基本方針3		施策内容
3-3	市民と市の協働による地域の課題解決の取り組み	・地域と共に公園をつくり、いかし、つながりを生み出した事例・経験の活用等，地域と協働した取り組みの試行
		・緑を守り，創り，活用し，育てていく過程を通じて，人と人，市民と市をつなぐを深める
		・地区計画やまちづくり協定などの規定に基づく緑化等による，潤いのあるまちなみの形成[地区計画，まちづくり協定等]

### 【オープンガーデン】

庭園都市づくりの取組として，お庭の公開など市民の皆さんの協力を得て，市内の様々な花や緑を見学することができる「オープンガーデン」を平成20年から実施しています。



## 4. 計画の目標

### (1) モニタリング指標

緑を“つくる”，“いかす”，“つながる”計画の取り組み状況を継続的に観察（モニタリング）するための指標を定め，観察することから得た考察を取り組みに反映します。

#### 【 緑を“つくる” 】

項目（仮）	現況値	目標値（R12年）
公園施設のバリアフリー化率	30.1%（H31年）	56.6%
公園施設更新率	35.6%（H31年）	100%
緑化事業助成件数	17件（H31年）	維持

#### 【 緑を“いかす” 】

項目（仮）	現況値	目標値（R12年）
週3回以上の運動習慣がある人の割合	24.1%（R2年）	50%以上 （R7年）
公園を年数回以上，利用したことがある人の割合	50.9%（R2年）	60.0% （R7年）

#### 【 緑で“つながる” 】

項目（仮）	現況値	目標値（R12年）
オープンガーデン参加者数	140人（H31年）	150人
花壇活動参加団体数	72団体（H31年）	維持
自治会等の団体が清掃を行う公園数	58公園（R2年）	58公園以上
まちの美化を行う自治会等の団体数	57団体（H31年）	57団体以上
地域の活動や行事に参加している人の割合	41.2%（R2年）	50.0% （R7年）
植物の育成や管理，清掃など緑化・保全に関する活動に過去1年に1回以上かかわったことがある人の割合	15.7%（R2年）	20.0% （R7年）
公園の清掃や花壇づくりなどの地域活動に参加している人の割合	8.8%（R2年）	16%以上
自然や生き物と親しむ機会を作っている人の割合	45.6%（H31年）	45.6%以上
地域全体の緑の「質」を「満足」と感じる人の割合	47.6%（R2年）	50%以上
地域におけるまちなみとまちなかの緑の景観の美しいと感じている人の割合	91.3%（R2年）	維持 （R7年）

なお，目標年次が令和7年となっている項目については，総合計画に示す指標であるため，次期計画の策定により変更が生じた場合は，本計画にも適用します。

# 資料 1 . 緑の現況及び計画改定の視点

## (1) 緑の量の現況

### 1) 緑の目標量

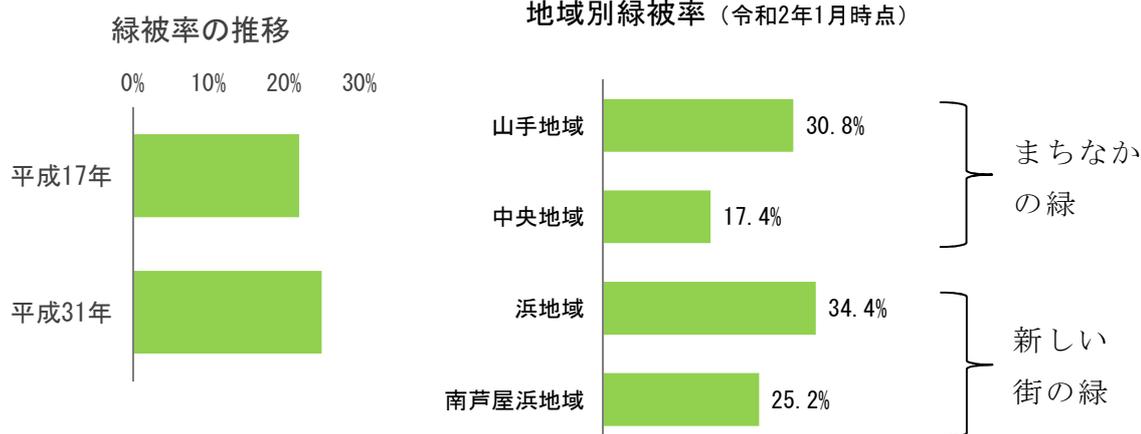
緑の目標量と現況 (令和2年1月時点)

	平成17年度	現況	令和2年度 (目標値)
緑の量	約209ha	約242ha	約269ha
都市公園面積	約82ha	約86ha	約113ha

### 2) 緑被率

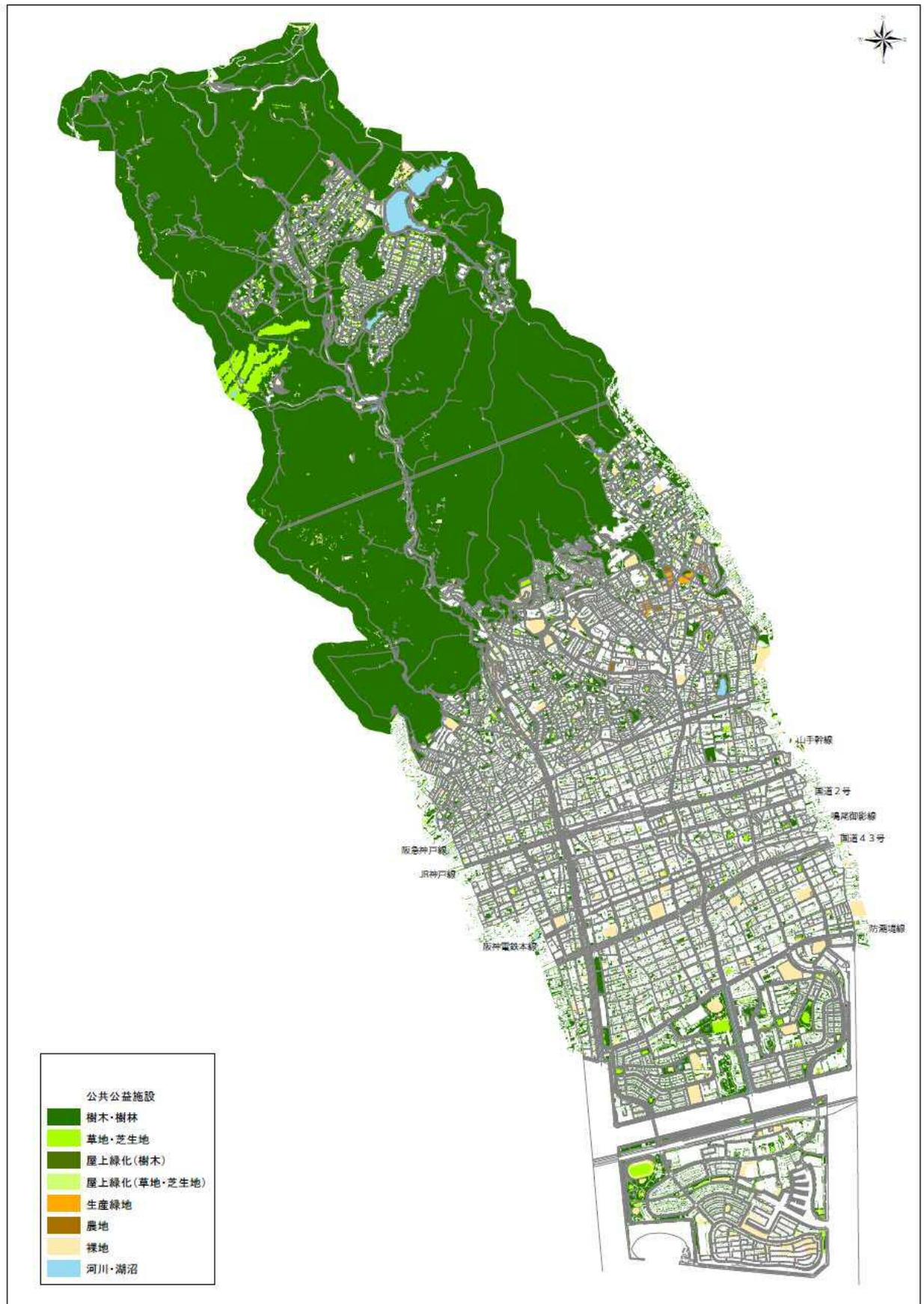
緑被率(市街化区域における緑の量)は、南芦屋浜地域における計画的な公園等の整備が進んだことや、条例等に基づく民有地における緑化が図られたことなどから、増加してきています。

地域別緑被率では、中央地域で少なくなっており、緑化が求められています。



市域の緑被状況（令和2年1月時点）

芦屋市緑被調査



### 3) 都市公園の現況



都市公園の整備は、埋立地の開発が進んだ昭和 50 年代と震災復興が行われた平成 10 年代を中心に大きく進みました。

昭和 50 年代に整備された公園が多いため、遊具や施設の老朽化が一斉に進んでいます。

